

令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和6年度つくば市企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、新たにオフィスビル等の建物へ入居する事業者に対する経費を補助することにより、本市内におけるオフィスの新設、増設又は移設（以下「新設等」という。）を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う法人又は個人事業主をいう。
- (3) オフィス 事務所又は営業所に使用されるスペースであり、店舗等以外の用途に供されるものをいう。
- (4) オフィスビル等の建物 賃貸借の用に供された施設でありオフィスが含まれるものをいう。ただし、つくば市産業振興センターを除く。
- (5) 新設 市内にオフィスを有しない者が、賃貸借契約によって市内に新たにオフィスを設置することをいう。
- (6) 増設 市内にオフィスを有する者が、賃貸借契約によって市内に新たにオフィスを増やすことをいう。
- (7) 移設 市内にオフィスを有する者が、賃貸借契約によって市内にオフィスを

移すことをいう。

(8) 従業員 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者で週所定労働時間が 30 時間以上の者をいう。

(9) 賃借料 事業者が貸主に対して定期的に支払う賃借料で、消費税、共益費、敷金、礼金、保証金等を除くものをいう。

（補助金の交付対象者）

第 4 条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して交付する。

(1) 新設又は増設した事業者

(2) 移設した事業者で次のいずれかに該当すること

ア 従業員の人数が補助金の交付申請の 6 か月前から 6 か月後までの期間内に増加していること。

イ オフィスの延床面積が移設前より増加していること。

2 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 日本標準産業分類の製造業（医薬品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、電子デバイス製造業、情報通信機械器具製造業等）又は情報通信業（ソフトウェア業、情報処理提供サービス業等）を営む者であること。

(2) 新設等を行うオフィスにおいて、次のいずれかに係る事業を取扱うこと。

ア AI (Artificial Intelligence)

イ ビッグデータ解析

ウ IoT (Internet of Things)

エ IoH (Internet of Human)

オ ロボット技術等及び健康・医療・福祉関連産業

カ 環境・エネルギー関連産業

(3) 新設等を行うオフィスについて、次のいずれかを満たすこと。

ア 新設等を行うオフィスにおいて 10 人以上の従業員を雇用していること。

イ 新設等を行うオフィスの延床面積が 150 m²以上（共用部分を除く。）である

こと。

(4) 令和6年3月1日以降、新たに賃貸借契約を締結し、オフィスビル等の建物に入居すること。

(5) 自ら賃貸借契約をすること。

(6) 引き続き3年以上営業する見込みがあること。

(7) オフィスビル等の建物の所有者との関係において、次に掲げる親会社・子会社の関係又は利害関係者ではないこと。

ア 親会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条において定義された会社等

イ 子会社 会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条において定義された会社等

(8) 市税の滞納がないこと。

(9) 公序良俗に反しないこと。

(10) つくば市暴力団排除条例（平成24年つくば市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(11) 新設等を行うオフィスにおいて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(12) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

(13) 国、地方公共団体又はこれらの出資に係る法人ではないこと。

(14) オフィスの賃借料について、補助金以外につくば市の補助制度や助成制度による支給を受けていないこと。

(15) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令等及び事業許可に係る法令等を遵守していること。

(16) 過去に補助金の交付を受けた法人ではないこと。

(17)過去に補助金の交付を受けた個人事業主ではないこと。

(18)過去に補助金の交付を受けた法人と代表者を同一とする法人ではないこと。

(19)過去に補助金の交付を受けた個人事業主が代表者である法人ではないこと。

(20)個人事業主であって、過去に補助金の交付を受けた法人の代表者ではないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の対象経費は、新設等に伴い補助事業者が支払うオフィスビル等の建物に係る賃借料とし、次の各号を満たすものとする。

(1) 令和6年度において交付対象となる賃借料は、第7条の規定による交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）の翌月から令和7年3月までのものとする。ただし、交付決定を受けた日が各月の1日（閉庁日の場合は翌開庁日）であれば、交付決定日の属する月から交付対象期間とする。

(2) 令和7年度において交付対象となる賃借料は、令和7年度内のもので、前号に掲げるものから引き続くものとする。

2 補助金の額は、次の各号に定める方法により算定し、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(1) 補助金の額は、補助事業者が支払った賃借料に2分の1を乗じた額とする。

ただし、1補助事業者につき1か月目から12か月目までは月額20万円、13か月目から令和7年度末までは月額10万円を上限とする。

(2) 補助対象期間は、交付決定日の翌月から令和7年度末までとする。ただし、交付決定を受けた日が月の1日（閉庁日の場合は翌開庁日）であれば、交付決定日の属する月から補助対象期間とする。

(3) 交付決定日の翌月から令和7年度末に至らず月の途中で退去した場合は、その前月までを補助対象期間とする。

(4) 補助事業者が、補助対象期間内に他の建物に移転（同一建物での移転も含む。）した場合、移転した月までを補助対象期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする事業者（以下「申請事業者」という。）

は、賃貸借契約締結日の翌日から起算して30日以内又はその日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに、令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付申請書（様式第1号）及び別表に定める書類を添えて、年度ごとに市長に申請しなければならない。ただし、令和7年度は、当該年度の4月1日に申請をするものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不相当であると認められたときは令和6年度つくば市企業立地促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請事業者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付決定には次の各号に掲げる交付条件を付するものとする。

- (1) 市長が補助事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助事業の内容を明らかにする帳簿等を整備して、補助事業完了年度から起算して5年間保存すること。
- (3) この要項及び規則の規定を遵守すること。
- (4) この要項及び規則の規定に基づき、市長が補助金の返還命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。

(補助金の変更の申請)

第8条 補助事業者は、令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付申請書及び提出書類に記載された事項について変更が生じたときは、速やかに、令和6年度つくば市企業立地促進補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その

承認を受けなければならない。

(補助金の変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請に対し、承認したときは令和6年度つくば市企業立地促進補助金変更承認通知書(様式第5号)により、承認しないときは令和6年度つくば市企業立地促進補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業承継)

第10条 補助事業者が合併その他の事由により事業の承継を行う場合は、当該地位承継者が当該事業を継続して行うと認められる場合に限り、当該地位承継者は、市長に補助事業承継届(様式第7号)を提出して補助の措置を継続して受けることができる。ただし、当該地位承継者がこの要項による補助を既に受けている場合は、承継する補助事業と併せてこの要項の補助要件の範囲内とする。

(補助金の中間報告)

第11条 補助事業者は、交付決定日の翌月以降、毎月末日までに令和6年度つくば市企業立地促進補助金中間報告書(様式第8号)に報告時点において補助金の要件を満たしていることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又はその完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、令和6年度つくば市企業立地促進補助金実績報告書(様式第9号)に賃借料の支出を証する書類を添付して、年度ごとに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は前条の規定に基づく報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度つくば市企業立地促進補助金額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に対し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査・報告)

第15条 市長は、この要項の施行に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は実地にて調査することができる。

- 2 補助事業者は、市長が報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。
- 3 補助事業の内容を明らかにする帳簿等を整備して、補助事業完了年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に掲げる要件を欠くことになったとき。
 - (2) オフィスビル等の建物の賃借料を滞納したとき。
 - (3) 偽りその他不正な行為により補助金を受けたとき。
 - (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
 - (5) 補助事業の中止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
 - (6) 第7条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる補助金の交付条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、令和6年度つくば市企業立地促進補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該事業者に通ずるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助事業者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。